

電子保証の導入について

令和7年4月1日から、建設工事及び建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」）における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

なお、保証の電子化については当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面による提出とします。

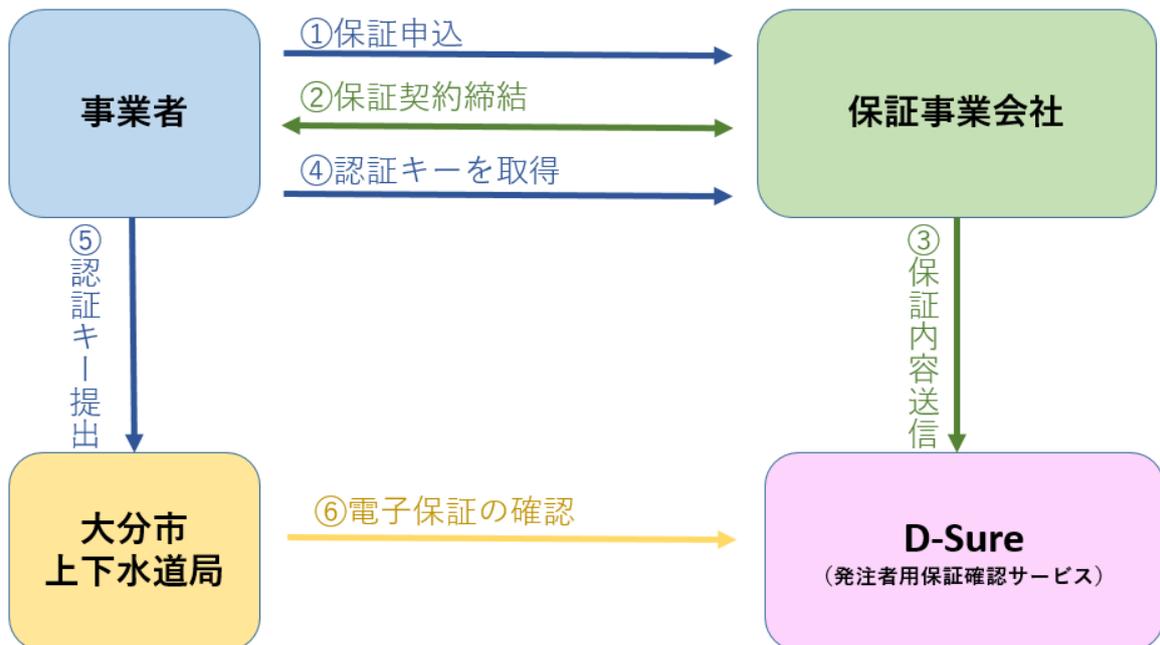
※ 電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

(1) 電子保証の取り扱いが可能な契約

- ・契約保証：令和7年4月1日以降に締結する建設工事等の契約から可能です。
- ・前払保証：令和7年4月1日以降に、事業者が前払金の支払い請求するものから可能です。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

(2) 電子保証の流れ



- ① 保証事業会社へ電子保証による保証の申し込みを行ってください。
- ② 事業者と保証事業会社は、電子保証による保証契約を締結します。
- ③ 保証事業会社は、D-Sure（発注者用保証確認サービス）に保証内容を送信します。
- ④ 保証事業会社から認証キーを取得してください。
- ⑤ 認証キーを大分市上下水道局に提出してください（電子メール可）。
- ⑥ 大分市上下水道局は提出された認証キーをもとに D-Sure にアクセスし、電子保証の内容を確認します。

(3) その他

認証キーの提出方法や、送付先メールアドレスについては別紙「認証キーの提出方法」を参照してください。

(別紙) 認証キーの提出方法

(1) 提出する物

保証事業会社から提供された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』(PDF 形式)

(2) 提出先

契約保証: 契約監理室 (ss-keiyaku @ city.oita.oita.jp) 宛て提出してください。

前払保証: 各発注課に以下の電子メールアドレス宛て提出してください。

(3) 請求書

前払金及び中間前払金の請求については、認証キーの提出と併せて、請求書(PDF 形式)を電子メールで提出することが可能です。

(4) 電子メール送信時の留意事項

- メールの件名は「【電子保証】受注者名称」としてください。例:【電子保証】〇〇建設(株)
- メール本文中には「①工事(業務)名称、②担当者氏名、③連絡先」を必ず記載してください。
- 受信確認のため、各工事等の発注部署まで必ず電話連絡をお願いします。

ユーザー名	ユーザー名(カナ)	メールアドレス
契約監理室	ケイヤクカンリシツ	ss-keiyaku @ city.oita.oita.jp
水道整備課	スイドウセイビカ	jogesui-suidouseibi @ city.oita.oita.jp
浄水課	ジョウスイカ	jogesui-josui @ city.oita.oita.jp
経営企画課	ケイエイキカクカ	jogesui-keiei @ city.oita.oita.jp
水道維持管理課	スイドウイジカンリカ	jogesui-suidoji @ city.oita.oita.jp
下水道整備課	ゲスイドウセイビカ	jogesui-gesuseibi @ city.oita.oita.jp
下水道施設管理課	ゲスイドウシセツカンリカ	jogesui-gesuisisetu @ city.oita.oita.jp